

平成28年度

第7回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

<出席委員> (11名)

1 番委員：加曾利益弘	2 番委員：佐川順一郎
3 番委員：齋藤豊彦	4 番委員：君塚作治
5 番委員：磯野幸作	6 番委員：藤平重男
7 番委員：押元康郎	8 番委員：猿田義久
9 番委員：浅野幸男	10 番委員：山岸 潔

<欠席委員> (1名)

11 番委員：岩瀬貞夫

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 秋山賢次 寺井絵里

議長(猿田副会長)

事務局の説明が終わりました。番号11については、9番委員の浅野委員が担当になっておりますので現地報告をお願いします。

浅野委員(9番)

はい。それでは現地確認をいたします。現地調査につきましては、10月22日(土)午前9時から権利者の立会のもと現地確認しました。場所につきましては、配布されている3の11の案内図になりますけれども、国道297号線と主要地方道県道茂原大多喜線の交差点付近にありますセブンイレブンの裏側になります。申請地は、用水及び排水ともに整備されており、本年も耕作されており、現地調査時点には水稻の刈り取りが終了した状態でした。私が見た限りでは問題ないように思われましたが、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長(猿田副会長)

質問のある方はお願いします。

(君塚委員入室 午後2時11分)

齋藤委員(3番)

現在は権利者が耕作をしているのか。

浅野委員(9番)

現在は、第三者が耕作しています。

議長(猿田副会長)

他に質問のある方はお願いします。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号11についてご異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長(猿田副会長)

それでは、番号11については異議ないものと認めます。
議案第1号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議長(岩瀬会長)

続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に

齋藤委員（3番）

現地は畑か、それとも更地か。

君塚委員（4番）

数年間耕作していない状況で、どちらかといえば更地に近い状況です。道路よりも2m程高いので、埋め立てもせず使用することです。対象地の隣接地も耕作している農地はなかった。

議長（岩瀬会長）

他に質問ありませんか。

議 場

質問・意見等なし

質問がないようですが、番号10についてご異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（猿田副会長）

それでは、番号10については異議ないものと認めます。

続きまして、番号11については、10番委員の山岸委員さんが担当になっておりますので、現地報告をお願いします。

山岸委員（10番）

報告させていただきます。調査日は、平成28年10月20日（木）立会人は、義務者及び権利者に委託されている方と事務局2名で、午後3時10分頃から現地確認を行いました。場所はですね、5-11の案内図を参照願います。県道大多喜一宮線の大多喜カントリークラブの入口になりますY字路を200m程度入ったところある民家の裏手となります。登記簿上の地目は畑ですが、畑として使用している形跡はなく、柿の木が数本植えられておりましたけれども、畑としては使っていないと。転用目的がキャンプ場と言う事ですが、自然水利が有効に機能しておりまして、排水については問題ないと思います。また、隣接地は全て義務者の土地であり、隣接地に関する問題もないと思います。以上です。

議長（猿田副会長）

ご苦労様でした。山岸委員さんから現地調査報告をいただきました。番号11号について質問のある方はお願いします。

押元委員（7番）

事由の中に、古民家再生との記載があるが、この周辺にあるのか。またどのような物件か。

7頁、整理番号は28-32 農用地利用集積計画各筆明細書

①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 横山地区 地目 田 地積 766 m² 他4筆合計地積が4,831 m² 利用計画 水田として利用 借賃の設定は5筆合計で、コシヒカリ玄米 300kg での設定です。 ②利用権設定 期間10年間。期間開始日 平成28年10月25日から満了日平成38年10月24日 借賃の支払は、毎年9月30日までに持参払。貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、8頁 整理番号28-33 ①利用権を設定する土地・利用権の条件所在 部田地区 地目 田 地積 1,159 m² 他3筆合計地積が6,174 m² 利用計画 水田として利用 貸借権での設定でコシヒカリ 180kg の設定です。②利用権設定期間は5年間。 期間開始日 平成28年10月25日から満了日平成33年10月24日まで借賃の支払い期日は毎年9月30日までに持参払い。貸付者大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、9頁整理番号28-34 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 粟又地区 地目 田 地積 2,029 m² 利用計画 水田として利用、借賃は10,000円です。 ②利用権設定期間は5年間。期間開始日 平成28年10月25日から満了日 平成33年10月24日 借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、10頁整理番号28-35 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 粟又地区 地目 田 地積 1,606 m² 他1筆 合計地積2,184 m² 利用計画 水田として利用、借賃は10,000円での設定です。 ②利用権設定期間6年間。期間開始日 平成28年10月25日 満了日平成34年10月24日 借賃の支払い期日は、毎年9月30日までに持参払。 貸付者 大多喜町在住者 借受者 大多喜町在住者。

つづきまして、11頁整理番号28-36 ①利用権を設定する土地・利用権の条件 所在 久我原地区 地目 田 地積 1,813 m² 他1筆 合計地積2,989 m² 利用計画 水田として利用、借賃は2筆でコシヒカリ 90kg での設定です。 ②利用権設定期間6年間。期間開

整理番号28-48 所在 横山地先 地目 田 地積 247 m²
他4筆 合計地積 2,016 m² 5筆合計借賃は 30,240 円 貸付者
茂原市在住者（共有名義）。

整理番号28-49 所在 横山地先 地目 田 地積 509 m²
借賃は 7,635 円 貸付者 大多喜町在住者。

整理番号28-50 所在 横山地先 地目 田 地積 509 m²
借賃は 7,635 円 貸付者 大多喜町在住者。

整理番号28-51 所在 横山地先 地目 田 地積 512 m²
借賃は 7,680 円 貸付者 旭市在住者。

なお、利用権の設定を受ける者（借り手）の設定後の経営状況は14頁、1頁のとおりとなっています。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。議案第3号については以上です。

議長（猿田副会長） 事務局の説明が終わりました。質問のある方はお願いします。

齋藤委員（3番） 農地の形状変更は伴うのか。整地をするのか。

事務局（秋山） 整地をしたあとにハウスを建設します。

藤平委員（6番） ハウスはビニールハウスか。鉄骨造りなのか。20年と長期なので、当然 鉄骨だと思うが。

事務局（秋山） 鉄骨造りで、ポリ製の素材を使用するとのこと。

齋藤委員（3番） 借地料の算定根拠は分かるか。

事務局（秋山） 関東農政局が発行している農地を農地として賃貸借している賃借料の平均の中の千葉県の平均賃借料1反歩当たり15,000円を基準としているとのこと。

齋藤委員（3番） これは年額ですよ。

事務局（秋山） はい。

齋藤委員（3番） 月額ではないですよ。

浅野委員（9番）

この地区に計画されているものは、最終的にどこまでいくのか、人によるとこの地区全てを対象としているとも聞くが。

事務局長（吉野）

これは、町の長期計画ということで、横山地区の中田耕地30～40haを可能であれば農業の団地化に行きたいと考えています。今後、官・財・学及び地元の方を含めた関係者において協議会等を作りまして、協議をお願いする方向で検討しています。また、栽培した物を販売する施設や駐車場等の整備も視野に入れています。ただ、長期構想なので、近々な動きはないと思います。

君塚委員（4番）

観光的な施設を考えているのか。蘭をメインにした観光施設が、多くあると思うが、そのようなイメージか。それと地元の人を雇用して貰えるのか。

事務局長（吉野）

観光部分については、町の公共エリアの構想があります。これは、レストランや物販部分等の観光施設や駐車場関係を整備しようとするものです。施設見学ができるように会社には要望しております。雇用につきましては、新会社で検討中ですが、来月にも雇用形態が示されると聞いていますが、パートにつきましては、1期につきまして30名程度、正社員は事務系と技術系の方おおよそ5～10名程度とのことです。将来的に技術者を養成して行くとのことです。

議長（猿田副会長）

他に質問はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（猿田副会長）

質問が無いようです。ご異議ございませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（猿田副会長）

それでは、議案第3号については異議ないものと認め、以上のとおり決定いたしました。

議件は以上をもって終わります。

（午後3時27分）

他 1 筆 合計地積 1,021 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 12 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 1,021 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 13 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 509 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 14 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 509 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 15 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 1,120 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 16 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 750 m²
他 6 筆 合計地積 4,271 m² 貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 17 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 991 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 18 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 988 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 19 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 555 m²
貸付人 大多喜町在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。

番号 20 所在・地番 横山地先 地目 田 地積 247 m²
他 4 筆 合計地積 2,016 m² 貸付人 茂原市在住者 借受人 大多喜町在住者 事由 洋蘭栽培施設の建設のため。


報告第 4 号


農地の転用事実に関する照会について 下記のとおり 千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成 28 年 10 月 24 日 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫

番号 11 所在・地番 市川地先 地目 畑 地積 58 m² 他 1 筆 合計地積 467 m² 変更登記地目 宅地 登記原因・日付 平成 2 年 5 月 26 日及び年月日不詳・地目変更調査・報告地目 こちらの現地確認につきましては、平成 28 年 10 月 4 日午後 4

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年10月24日

会 長 岩瀬貞夫 

署名委員 浅野幸雄 

署名委員 小井 潔 